

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

平成 21 年 11 月 25 日

収支等命令者

佐賀県統括本部副本部長情報・業務改革課長事務取扱

志 波 幸 男

1 総合評価一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 自治体クラウド開発実証（総務省委託事業）に係る業務委託
- (2) 委託業務の特質等 入札説明書のとおり。
- (3) 委託業務場所

佐賀県統括本部情報・業務改革課が指定した場所及び受託者の申請により同課が認めた場所

- (4) 委託業務期間 契約の日から平成 22 年 3 月 31 日まで
- (5) 予算額 460,000,000 円

2 入札参加資格及び条件に関する事項

- (1) 本調達は、単独企業又は共同企業体による総合評価一般競争入札とする。

なお、共同企業体の結成は自主結成とし、この場合は、次の内容を規定した協定を結ぶこと。

ア 目的

イ 企業体の名称

ウ 構成員の住所及び名称

エ 代表者の名称

オ 代表者の権限

カ 構成員の出資の割合

キ 構成員の責任

ク 取引金融機関

- ケ 決算
- コ 利益金の配当の割合
- サ 欠損金の負担の割合
- シ 業務履行途中における構成員の脱退に対する措置
- ス 業務履行途中における構成員の破産又は解散に対する処置
- セ 解散後の瑕疵担保責任及びその他必要な事項

(2) 入札に参加する者の資格は、単独企業にあっては次のアに掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次のイに掲げる要件の全てを満たし、佐賀県知事の参加資格の確認を受けた者であること。

ア 単独企業の資格要件

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受け付けがなされている者は除く。)でないこと。

(ロ) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受け付けがなされている者は除く。)でないこと。

(ハ) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

(ニ) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。

(ホ) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、

及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

- a 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- b 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- c 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- d 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- e 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- f 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- g 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(キ) 共同企業体の構成員でないこと。

イ 共同企業体の資格要件

- (ア) 共同企業体の構成員数は、4社以内であること。
- (イ) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
- (ウ) 全ての構成員が、構成員数による均等割の10分の6以上の出資比率を有すること。
- (エ) 構成員のすべてが上記アの(ア)から(カ)までの要件を満たすこと。
- (オ) 全ての構成員は、他の共同企業体の構成員でないこと。

(3) 再委託の禁止

あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合を除き、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当課

郵便番号 840-8570

佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

佐賀県統括本部情報・業務改革課ネットワーク担当

電話 0952-25-7390 FAX 0952-25-7299

E-mail saga-ict@pref.saga.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法及び交付期間

平成 21 年 11 月 25 日（水曜日）から平成 21 年 12 月 10 日（木曜日）まで佐賀県ホームページ（URL：<http://www.pref.saga.lg.jp/>）に掲載する。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、イの提出期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書（別記様式 1 又は別記様式 1 - 1）に会社概要に関する資料（パンフレット等）及び担当者届（別記様式 2）等を添付した上で、3(1)の部署まで郵送し、又は持参し、競争入札参加資格の確認を受けること。

イ 提出期限 平成 21 年 12 月 10 日（木曜日）午後 3 時

（郵送の場合には、平成 21 年 12 月 9 日（水曜日）午後 5 時までに必着のこと。）

期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 参加資格要件の確認に関して、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

エ 競争入札参加資格の確認結果は、平成 21 年 12 月 14 日（月曜日）までに通知する。

(4) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次のいずれかに該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ その他本件委託業務に着手し、又は本件委託業務を遂行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

(5) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成 21 年 12 月 21 日（月曜日）午後 1 時 30 分

（入札を郵送で行う場合には、「自治体クラウド開発実証に係る業務委託に関する入札書及び提案書在中」と表書きし、平成 21 年 12 月 21 日（月曜日）午前 11 時までに 3（1）の部署に必着のこと。）

イ 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 佐賀県庁 91 号南会議室（新行政棟 9 階）

(6) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成 21 年 12 月 24 日（木曜日）午前 10 時

イ 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 佐賀県庁 111 号南会議室（新行政棟 11 階）

(7) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(8) プレゼンテーションの日時及び場所

ア 日時 平成 21 年 12 月 24 日（木曜日）

なお、時間については、入札者に対し別途連絡する。

イ 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目 3 番 13 号 若楠会館 特別会議室

(9) プレゼンテーションに関する事項

プレゼンテーションについては、入札提案書に基づき、入札者ごとに行う。

なお、プレゼンテーションの順番及び持ち時間は、入札者に対し別途連絡する。

(10) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、見積金額の 100 分の 5 以上に相当する金額を納付すること。

イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 号）第 104 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる価値の担保を供することができる。

(ア) 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあっては、時価見積額)

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の 10 分の 8 以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手(佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。) 券面金額

(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から 1 月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によ

って割り引いて得た金額)

(オ) 銀行又は确实と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は确实と認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の 100 分の 5 以上）を締結し、その証書を提出する場合は、入札保証金の納付を免除する。

(11) 契約条項を示す場所

3 の (1) に同じ。

(12) 入札方法に関する事項

ア 落札者の決定は総合評価一般競争入札方式をもって行うので、別記様式 3 「総合評価のための提案書」を入札書とともに提出すること。必要書類の種類及び部数については、入札説明書の別添 2 「質問受付及び総合評価のための提案実施要領」による。

イ 入札は、別記様式 4 の「入札書」により、本人又はその代理人が行うこと。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に別記様式 5 の「委任状」を提出するものとする。

ウ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に 100 分の 105 を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に 105 分の 100 を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

エ 再度入札は行わない。

(13) 落札者の決定方法

ア 佐賀県財務規則第 105 条の規定により作成された予定価格に 105 分の

100 を乗じて得た額の範囲内の価格を入札した者であって、その提案した内容等が仕様書の要求要件をすべて満たしているものでなければならない。

イ 提案内容の評価方法

総合評価のための提案書の提案内容が、仕様書の要求要件をすべて満たしているかどうか否かを判定した後、提案内容に対し「落札者決定基準」に示す 30 項目について、評価ランクに応じて配点を与える。(以下「技術点」という。)

なお、「落札者決定基準」における評価基準を一つでも満たさない場合は、落札者となり得る資格を失う。

ウ 入札価格の評価方法

入札価格については下記の式により換算し、入札価格に対する点数(以下「価格点」という。)を与える。

$$\text{価格点} = 25 \text{ 点} - \{ (\text{入札価格} \times 1.05 / \text{予定価格}) \times 25 \text{ 点} \}$$

エ 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(ア) 3(13)イ及びウで算出された技術点及び価格点の合計点数が最も高い者を落札者となるべき者とする。

(イ) 技術点及び価格点の合計点数の最も高い者が 2 人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者となるべき者を決定するものとする。この場合においては、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

オ 落札者決定基準に記載されていない提案内容は評価の対象とならない。

カ 落札者となるべき者の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はそ

の者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれ
があつて著しく不適當であると認めるときは、調査のうえ、その者を落
札者としないことがある。

なお、調査に当たっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものと
する。

(14) 入札の無効

競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札及び次の
いずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提
出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたもの
を提出した者

オ 入札書のアラビア数字の最初に¥の記号を記入していない者、又は入札書の金
額にアラビア数字を用いていないものを提出した者

カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した
者

ク 民法(明治29年法律第89号)第95条(錯誤)により無効と認められ
るものを提出した者

ケ 一人で2以上の入札をした者

コ 代理人でその資格のないもの

サ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(15) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

(16) 入札又は開札の中止

天災、その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止する。なお、この場合における損害は入札者の負担とする。

(17) 落札の無効

落札者は、落札の通知を受けた日から、原則として一週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効とする。

4 その他

(1) 当該事業にあわせ、自治体クラウドの推進を実現するハードウェア環境に関する共同研究を実施することとしており、仕様書に記載するとおり、本事業に必要な機器等については、一定の範囲内において共同研究事業者から提供いただく予定である。

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約書の作成の要否 要

(4) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、3(10)イに掲げる価値の担保を供することができる。

ウ 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合は、契約保証金の納付が免除される。

(5) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべて

を公表することがある。

(6) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Subject matter of the contract :

Development of the information system of municipality in Saga

(2) Fulfillment Period :

From the day of the contract through March 31, 2010

(3) Notice of a bid description :

Download from the Saga prefecture website

<http://www.pref.saga.lg.jp/>

(From November 25, 2009 to December 10, 2009)

(4) Date and time for the opening bids and tenders :

The meeting for tenders will begin promptly at 1:30 p.m. on December 21, 2009.

Tenders must be received by 11:00 a.m. on December 21, 2009 if it is sent by mail.

The meeting for the opening bids will begin promptly at 10:00 a.m. on December 24, 2009.

(5) Contact information for inquiries :

Information & Operations Improvement Division,

General Management Headquarters, Saga Prefectural Government

1-1-59 Jonai, Saga-City, Saga Prefecture, 840-8570, Japan

Tel.0952-25-7390 Fax.0952-25-7299